

沖縄県ボランティア・市民活動支援センター
社協ボランティアセンター活動推進研究会(仮称)の設置要項

1. 設置目的

近年、ボランティア・市民活動が広がり、地域活動において大切な担い手となるなか、平成 27 年度の介護保険制度の見直しや生活困窮者自立支援法の施行など、社会福祉制度においてこれまで以上に様々な局面でボランティアや市民活動に対する期待が寄せられています。

また、平成 24 年 10 月に全社協より出された「社協・生活支援活動強化方針」では、地域における孤立防止や深刻な生活課題の解決に向けて、専門機関や行政のみならず、地域住民やボランティア・NPO 団体など多様なセクターとの協働による課題解決の取組みを求めています。

これらの状況を踏まえ、本県における社協ボランティアセンターの機能強化を図るとともに、市町村社協ボランティア事業が抱えている課題の解決を図ることを目的に研究会を設置します。

2. 研究内容

- (1) 「社協・生活支援活動強化方針」をもとにした地域における「協働」のあり方
- (2) 本県におけるボランティア学習・福祉教育の推進
- (3) 本県におけるコミュニティソーシャルワーク実践との連携
- (4) 「社協における第 4 次ボランティア・市民活動推進 5 ヶ年プラン（仮称）－全社協－」をもとにした、本県における社協ボランティアセンターの活動推進方策の研究

3. 研究会の構成

研究会は、概ね 10 名程度で組織し、市町村社協職員、沖縄県社協職員をもって構成する。なお、研究会の助言者として、学識経験者をおくものとする。

4. 会の運営・進め方について

メンバー間で相互に協力し合いながら会の進行や提案など運営を行うことにより、メンバー個々の資質向上にもつながることから、研究会には役員等を設けずに進めるものとする。

5. 開催回数

年に 4 回を目安に開催する。

6. 任期

研究会メンバーの任期は、1 年とする。

7. 経費

研究会に出席するための旅費等は、各メンバーが所属する市町村社協で負担することとする。
なお、会議開催に係る事務的な費用については、沖縄県ボランティア・市民活動支援センターで負担する。

8. 事務局

研究会の招集や記録等の事務は、沖縄県ボランティア・市民活動支援センターが行う。